

# 難病法に基づく「難病指定医療機関」の更新申請の御案内

難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）に基づく「指定医療機関」の有効期間は、指定を受けた日から6年間です。

貴医療機関については令和6年度中に有効期間が満了しますので、引き続き指定を希望される場合は、受付期間内に郵送にて更新申請書類をご提出いただきますようお願いいたします。

## 1 令和6年度の更新対象

有効期間の終期が令和6年4月1日～令和7年3月31日であること。

## 2 更新申請の受付期間

現在受けている指定の有効期間満了日までの12か月以内

※ 有効期間の終期まで申請は可能ですが、受付期間終期直前の申請となった場合、新しい指定通知書の発送は有効期間の満了日以降となる場合があります。

※ 有効期間の終期を過ぎて申請された場合は、申請日からの新規申請となります。

## 3 必要書類

難病医療費助成指定医療機関指定申請書（様式第1号）

- ・ 必ず申請書左上の「更新」に○をしてください。
- ・ 郵送の際には、封筒の表に「難病指定医療機関更新申請書在中」と朱書きをお願いします。
- ・ 医療機関の名称、所在地、開設者又は役員等に変更が生じた場合は、申請書に変更後の内容をご記入ください（別に変更届を提出いただく必要はありません。）。

※ 更新申請を行わない場合についても、次のいずれかの書類の提出をお願いします。

### （1）医療機関等の業務を休止・廃止する場合

… 難病医療費助成指定医療機関業務休止等届（様式第5号）

### （2）更新を希望しない場合

… 難病医療費助成指定医療機関辞退申出書（様式第6号）

※ 各種様式は宮城県ホームページよりダウンロードできます。

URL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/situkan/tk-shiteikikan.html>

### 【問合せ・提出先】

〒980-8570（住所記載不要）

宮城県保健福祉部疾病・感染症対策課難病対策班 宛て

電話：022-211-2636（直通）